

令和2年

第14回教育委員会会議

報告第7号

秋田県教育委員会

報告第 7 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和 2 年 8 月 6 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 7 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和2年7月17日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和2年7月17日付け財－93により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和2年度秋田県一般会計補正予算（第8号）（教育委員会に関する事項）

財 ————— 93

令和2年7月17日

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



意見の聴取について（照会）

令和2年秋田県議会第1回臨時会に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を聴取します。

- 1 令和2年度秋田県一般会計補正予算（第8号）（教育委員会に関する事項）

担 当：総務部財政課

予算第二班 門間

電 話：018-860-1105



令和２年度７月補正予算の概要

１ 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 1 0 0 億 3, 6 2 3 万 2 千円
今 回 補 正 額	1 9 億 7, 8 3 5 万 6 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 1 2 0 億 1, 4 5 8 万 8 千円

２ 補正予算の主な内容

(単位:千円)

(１) 総務課

- ①(新) 県立学校オンライン授業環境整備事業 3,244
(⊖ 3,244)

ＩＣＴの活用による学びの充実を推進し、併せて災害等による臨時休業にあっても学びの保障を図るため、オンライン授業に係る教員の研修環境等を整備するほか、オンライン環境が整っていない生徒に対してＷｉ－Ｆｉルータを貸し出しができるよう体制の整備を図る。

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定

- ②(新) 私立高等学校学習環境改善事業 9,750
(⊖ 9,750)

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業のために生じた学習の遅れを取り戻すとともに、進路目標の達成に向けて生徒が学習に集中できる環境を整備するため、高校３年生の普通教室に冷房設備を設置する経費を助成する。

- ・補助率 県１／２
- ・対象施設 ３校（聖霊高、国学館高、修英高）１２教室

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定

(２) 幼保推進課

- ①(新) 保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業 188,000
(⊖188,000)

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、マスクや消毒液、空気清浄機などの購入及び対策を徹底するための職員研修の実施など、教育・保育を行う上で必要な経費に助成する。

- ・補助率 国１０／１０
- ・補助上限額 ５００千円（１施設当たり）
- ・補助対象施設 ３７６施設

- ②私立幼稚園整備費補助金 16,500
(⊖16,500)

幼稚園、幼稚園型認定こども園における新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、マスクや消毒液、空気清浄機などの購入及び対策を徹底するための職員研修の実施など、教育・保育を行う上で必要な経費に助成する。

- ・補助率 国１０／１０
- ・補助上限額 ５００千円（１施設当たり）
- ・補助対象施設 ３３施設

(3) 義務教育課

① (新) オンライン学習支援推進事業

8,488

(○8,488)

学校におけるICTの活用を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波による再度の臨時休業に備えるため、児童生徒や教員がオンライン学習に活用できるポータルサイトの構築や、オンライン授業の円滑な導入に向けた教員研修を行う。

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定

② (新) 児童生徒の学びの保障推進事業

108,445

(国34,266 県12 市74,167)

新型コロナウイルス感染症対策と児童生徒の学習保障の両立を図るため、学校の指導体制の充実に必要な人的体制を整備する。

・小・中学校非常勤講師配置事業

夏季休業中に授業を実施する学校に配置されている非常勤講師に、当該期間中の報酬等を措置<配置人数：100人程度>

・学習指導員配置事業

これまでの臨時休業による学習の遅れを取り戻すに当たり、児童生徒をきめ細かく支援する学習指導員を新たに配置<配置人数：90人程度>

・スクール・サポート・スタッフ配置事業

校内の換気や消毒、健康観察の取りまとめなどの感染症対策をはじめ、感染症の影響により増加した教職員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフを新たに配置<配置人数：90人程度>

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定

(4) 高校教育課

① e-AKITA ICT学び推進プラン事業

1,567,626

(○1,567,626)

思考力、判断力、表現力等を身に付け、社会を生き抜く力と高い志をもって秋田を支える人材を育成するため、教育においてICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用を図ることができるよう、県立学校のICT環境（1人1台タブレット端末等）を整備する。

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定

(5) 特別支援教育課

① 教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業

71,690

(国5,532 市66,158)

障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力装置を整備するほか、新型コロナウイルス感染症対策のため、引き続き特別支援学校のスクールバスを増便し、乗車する児童生徒の少人数化を進める。

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定

(6) 保健体育課

① (新) 学校給食食材費補償事業

263

(~~国~~197 ~~国~~66)

令和2年3月2日から春休みまでの、県立学校の臨時休業に伴う給食の休止により
食材納入業者に生じた損失を補償する。

- ・ 補償対象 食材納入業者 (パン、牛乳、米飯)
- ・ 補償割合 10 / 10 (国3 / 4 県1 / 4)

② (新) 全国大会代替地方大会開催支援事業

4,350

(~~国~~4,350)

部活動の全国大会の中止を受けて開催される地方大会の運営経費等の助成を行い、
開催を支援する。

- ・ 補助対象大会 県高体連主催：秋田県高等学校体育大会
県高野連主催：2020秋田県高等学校野球大会
2020秋田県高等学校軟式野球大会
- ・ 補助対象経費 大会運営経費及び感染予防対策経費

※補足説明：財源について

(~~国~~) 国庫支出金
(~~債~~) 県 債
(~~一~~) 一 般 財 源

(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)

令和2年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,875,612	12,994	1,888,606
総務課施設整備室	3,984,522		3,984,522
教職員給与課	87,282,341		87,282,341
幼保推進課	7,448,545	204,500	7,653,045
義務教育課	842,378	116,933	959,311
高校教育課	5,629,438	1,567,626	7,197,064
特別支援教育課	1,039,593	71,690	1,111,283
生涯学習課	897,145		897,145
生涯学習課文化財保護室	336,158		336,158
保健体育課	274,101	4,613	278,714
福利課	426,399		426,399
歳 出 合 計	110,036,232	1,978,356	112,014,588

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,686,999	188,000	6,874,999
	2 児童福祉費	6,686,999	188,000	6,874,999
10 教育費		103,339,233	1,790,356	105,129,589
	1 教育総務費	16,398,860	146,427	16,545,287
	2 小学校費	28,500,752		28,500,752
	3 中学校費	19,827,496		19,827,496
	4 高等学校費	25,518,297	1,567,626	27,085,923
	5 特別支援学校費	10,133,735	71,690	10,205,425
	6 社会教育費	2,605,327		2,605,327
	7 保健体育費	354,766	4,613	359,379
11 災害復旧費		10,000		10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		110,036,232	1,978,356	112,014,588

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	89,445,504	99,602	89,545,106
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,347,637	1,626,175	5,973,812
その他行政経費	扶助費 就学奨励費、奨学のための給付金等	2,506,182		2,506,182
	補助費等 市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	9,035,780	218,976	9,254,756
	積立金 基金会計への積立金	312,105		312,105
	貸付金 貸付金	504		504
	小計	11,854,571	218,976	12,073,547
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	138,302		138,302
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	681,138		681,138
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	3,559,080	33,603	3,592,683
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		110,036,232	1,978,356	112,014,588

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
10			教育費			12,994		12,994	
	1		教育総務費			12,994		12,994	
		4	教育指導費			3,244		3,244	
			教育振興費	01 (新) 県立学校オンライン授業 環境整備事業		3,244		3,244	教員のオンライン授業等 に係る研修機器の整備等 に要する経費
	5		教育助成費			9,750		9,750	
			教育助成費	01 (新) 私立高等学校学習環境改 善事業		9,750		9,750	冷房設備設置への助成に 要する経費
			合計			12,994		12,994	

令和 2年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
3			民生費			188,000	国	188,000	
	2		児童福祉費			188,000	国	188,000	
		1	児童福祉総務費			188,000	国	188,000	
			保育振興事業費	01 (新)保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業		188,000	国	188,000	保育所等におけるマスク購入等への助成に要する経費
10			教育費			16,500	国	16,500	
	1		教育総務費			16,500	国	16,500	
		5	教育助成費			16,500	国	16,500	
			私学振興費	01 私立幼稚園整備費補助金		16,500	国	16,500	幼稚園等におけるマスク購入等への助成に要する経費
合計						204,500	国	204,500	

令和 2年度補正予算内容説明書

一般会計

義務教育課
(単位：千円)

(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		116,933	国 諸 計	34,266 12 34,278	82,655	
		1	教育総務費		116,933	国 諸 計	34,266 12 34,278	82,655	
		4	教育指導費		116,933	国 諸 計	34,266 12 34,278	82,655	
	学校指導費			01 (新)オンライン学習支援推進事業	8,488		8,488	オンライン学習ポータルサイトの構築等に要する経費	
				02 (新)児童生徒の学びの保障推進事業	108,445	国 諸 計	34,266 12 34,278	74,167 1. 小・中学校非常勤講師配置事業 7,972 2. 学習指導員配置事業 67,506 3. スクール・サポート・スタッフ配置事業 32,967	
合計					116,933	国 諸 計	34,266 12 34,278	82,655	

番 号			科 目 名	事	業	名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目						特 定	一 般	
10			教育費				1,567,626		1,567,626	
	4		高等学校費				1,567,626		1,567,626	
		3	教育振興費				1,567,626		1,567,626	
			e-AKITA ICT学び推進プラン事業費	01	e-AKITA ICT学び推進プラン事業		1,567,626		1,567,626	県立学校生徒用1人1台端末等の整備に要する経費
合計							1,567,626		1,567,626	

一般会計

特別支援教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
10			教育費			71,690	国 5,532	66,158	
	5		特別支援学校費			71,690	国 5,532	66,158	
		2	特別支援学校管理費			71,690	国 5,532	66,158	
			特別支援学校運営費	01 教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業		71,690	国 5,532	66,158	1. 特別支援学校スクールバス整備事業 36,174 2. I C T 端末等導入推進事業 5,532 3. 特別支援学校スクールバス感染症対策事業 29,984
合計						71,690	国 5,532	66,158	

令和 2年度補正予算内容説明書

一般会計

保健体育課
(単位：千円)

（単位：千円）

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目					特 定	一 般		
10			教育費			4,613	国 諸 計	4,350 197 4,547	66	
	7		保健体育費			4,613	国 諸 計	4,350 197 4,547	66	
		1	保健体育総務費			263	諸	197	66	
			学校保健及び学校給食管理事業費	01（新）学校給食食材費補償事業		263	諸	197	66	学校臨時休業に伴う学校給食の休止により食材納入業者に生じた損失の補償に要する経費
		2	体育振興費			4,350	国	4,350		
			体育振興推進事業費	01（新）全国大会代替地方大会開催支援事業		4,350	国	4,350		部活動の全国大会の中止を受けて開催される地方大会の運営経費等の助成に要する経費
合計						4,613	国 諸 計	4,350 197 4,547	66	

令和2年

第14回教育委員会会議

議案（第28号）

秋田県教育委員会

議案第 28 号

県北地区・県南地区における「通級による指導」の実施について

次のとおり「通級による指導」を実施するものとする。

県北地区・県南地区における「通級による指導」の実施について（案）

令和 2 年 8 月 6 日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

県立高等学校における「通級による指導」実施要綱第 4 条の規定により、通級指導教室の設置については県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和 2 年 8 月 6 日

県北地区・県南地区における「通級による指導」の実施について（案）

秋田県教育委員会

平成 28 年 12 月に学校教育法施行規則の一部が改正されたことにより、高等学校における「通級による指導」が制度化された。このことを受けて、本県では、県立高等学校における「通級による指導」実施要綱を定め、平成 30 年 4 月 1 日から秋田県立秋田明德館高等学校に通級指導教室を設置している。生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び支援を提供する観点から、県北地区、県南地区においても「通級による指導」を実施するものとする。

- （１）令和 3 年 4 月 1 日から大館鳳鳴高等学校定時制及び横手高等学校定時制で実施し、形態は自校通級とする。
- （２）発達障害（LD、ADHD 等）の生徒を対象とする。
- （３）実施校では、県立高等学校における「通級による指導」実施要綱に基づき、学校全体で特別支援教育を推進する体制を整備し、通級指導教室の適切な運営を行う。
- （４）実施校では、「通級による指導」の教育課程を編成し、教職員間の緊密な連携のもとに効果的な指導に努める。
- （５）県教育委員会は、実施校に対して必要な指導助言を行うとともに、「通級による指導」を担当する教員に対する研修を行い、計画的な人材育成に努める。
- （６）令和 4 年度以降の実施校や形態等については、県内のニーズを把握した上で検討する。

県立高等学校における「通級による指導」実施要綱

秋田県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年12月9日付け28文科初第1038号文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」に基づき、秋田県立高等学校（以下「高等学校」という。）において「通級による指導」を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(通級による指導の定義)

第2条 「通級による指導」とは、高等学校に在籍する障害のある生徒で、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導の必要な者（以下「対象生徒」という。）に対して、高等学校における特別の指導の場（以下「通級指導教室」という。）で行う特別の教育課程による指導（以下「特別の指導」という。）をいう。

(対象生徒)

第3条 前条に規定する対象生徒とは、発達障害（LD、ADHD等）がある生徒をいう。この場合において、その具体的な判断は、平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期から一貫した支援について」に定めるところによる。

2 通級を受ける生徒（以下「通級生徒」という。）は、高等学校の校内委員会等における検討を経て、校長が決定する。

(通級指導教室の設置)

第4条 通級指導教室の設置については、県教育委員会が定める。

(通級による指導の形態)

第5条 「通級による指導」の形態は、次によるものとする。

- (1) 自校に設置されている通級指導教室で指導する（自校通級）。
- (2) 他校に設置されている通級指導教室で指導する（他校通級）。

第6条 通級指導教室設置校（以下「設置校」という。）の校長は、前条の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、通級による指導の担当教員（以下「通級担当教員」という。）を、「通級による指導」を実施する他の高等学校へ派遣して指導させる（以下「巡回指導」という。）ことができる。

2 前項の規定により巡回指導を行う通級担当教員は、通級による指導の兼務又は兼業の発令を受けて業務に従事する。

(通級による指導の実施)

第7条 設置校の校長は、通級指導教室の運営方針を作成し、学校全体の特別支援教育推進体制を整備するとともに、全職員の協力のもと通級指導教室を適切に運営する。

第8条 設置校の校長は、通級生徒の決定、指導の開始、終了及び中止についての対応を適切に行う。

2 通級生徒の指導の開始、終了及び中止に係る文書については、当該生徒が在籍する高等学校（以下「在籍校」という。）の校長が管理するとともに、教育委員会に届け出ること。

第9条 「通級による指導」を実施する際は、「個別の支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、本人・保護者の同意のもとに、効果的な指導を行う。

（教育課程）

第10条 「通級による指導」は、学校教育法施行規則第140条に規定する「特別の教育課程」によるものとする。

第11条 在籍校の校長は、通級生徒に係る特別の指導を、在籍校における当該生徒の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

第12条 在籍校の校長は、通級生徒が、他の高等学校の通級指導教室において受けた授業を、在籍校における特別の教育課程に係る授業と見なすことができる。

第13条 在籍校の校長は、通級指導教室の教育課程を編成し、教育長に届け出る。

（指導内容）

第14条 「通級による指導」は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する事を目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

第15条 「通級による指導」の時数は、年間35時間を1単位とし、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。

2 通級生徒に係る週当たり授業時数は、当該生徒の障害の状態を十分に考慮して負担過重にならないよう配慮する。

（通級担当教員の指導時間）

第16条 実施校の校長は、通級担当教員の指導時間を適切に定める。

（指導要録）

第17条 在籍校の校長は、通級生徒に係る指導要録を管理する。

2 指導要録には、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や修得した単位数を「総合的所見及び指導上参考となる諸事項」等に記入する。

（附則）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和 2 年

第 1 4 回 教 育 委 員 会 会 議
議案（第 2 9 号）

秋田県教育委員会

議案第 29 号

令和 3 年度秋田県立中学校教科用図書採択について

次のとおり令和 3 年度秋田県立中学校教科用図書を採択するものとする。

令和 3 年度使用県立中学校教科用図書採択（案）
（別添）

令和 2 年 8 月 6 日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項第 6 号の規定により、令和 3 年度の秋田県立中学校教科用図書を採択する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和 3 年 度 使 用
県立中学校教科用図書採択（案）

（令和 3 年度～ 6 年度使用教科用図書）

大館国際情報学院中学校
秋田南高等学校中等部
横手清陵学院中学校

高 校 教 育 課

令和3年度使用中学校教科用図書採択案

採択地区名	大館国際情報学院中学校
-------	-------------

種 目		発行者略称
1	国 語	光 村
2	書 写	光 村
3	社会（地理的分野）	東 書
4	社会（歴史的分野）	東 書
5	社会（公民的分野）	東 書
6	地 図	帝 国
7	数 学	東 書
8	理 科	東 書
9	音楽（一般）	教 出
10	音楽（器楽）	教 出
11	美 術	日 文
12	保 健 体 育	学 研
13	技術・家庭（技術分野）	開隆堂
14	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂
15	英 語	東 書
16	道 徳	光 村

令和3年度使用中学校教科用図書採択案

採択地区名	秋田南高等学校中等部
-------	------------

種 目		発行者略称
1	国 語	光 村
2	書 写	光 村
3	社会（地理的分野）	東 書
4	社会（歴史的分野）	東 書
5	社会（公民的分野）	東 書
6	地 図	帝 国
7	数 学	啓林館
8	理 科	東 書
9	音楽（一般）	教 芸
10	音楽（器楽）	教 芸
11	美 術	光 村
12	保 健 体 育	大修館
13	技術・家庭（技術分野）	開隆堂
14	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂
15	英 語	東 書
16	道 徳	東 書

令和3年度使用中学校教科用図書採択案

採択地区名	横手清陵学院中学校
-------	-----------

種 目		発行者略称
1	国 語	光 村
2	書 写	東 書
3	社会（地理的分野）	東 書
4	社会（歴史的分野）	東 書
5	社会（公民的分野）	東 書
6	地 図	帝 国
7	数 学	東 書
8	理 科	東 書
9	音楽（一般）	教 芸
10	音楽（器楽）	教 芸
11	美 術	開隆堂
12	保 健 体 育	東 書
13	技術・家庭（技術分野）	開隆堂
14	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂
15	英 語	東 書
16	道 徳	廣あかつき

秋田県立大館国際情報学院中学校教科用図書の採択

H28～R2*使用

R3～R6使用希望

種 目		発行者略称		発行者略称
1	国 語	光 村		光 村
2	書 写	光 村		光 村
3	社会（地理的分野）	東 書		東 書
4	社会（歴史的分野）	東 書		東 書
5	社会（公民的分野）	東 書		東 書
6	地 図	帝 国		帝 国
7	数 学	東 書		東 書
8	理 科	東 書		東 書
9	音楽（一般）	教 出		教 出
10	音楽（器楽）	教 出		教 出
11	美 術	開隆堂	→	日 文
12	保 健 体 育	学 研		学 研
13	技術・家庭（技術分野）	開隆堂		開隆堂
14	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂		開隆堂
15	英 語	東 書		東 書
16	道 徳※	学 研	→	光 村

* 教科書の採択は、法令に基づき原則４年ごとに行われ、中学校では平成３１（令和元）年度に採択が行われている。その際、新学習指導要領が令和３年度から全面実施となるため、教科用図書を変更した場合、現行学習指導要領では一年限りの使用となってしまうことから、３校とも教科用図書の変更を希望しなかった。

※ 道徳の特別教科化に伴い、教科用図書が平成３０年度に採択され、平成３１（令和元）年度から使用されている。令和３年度からの新学習指導要領実施に向け、他教科同様、令和２年度に教科用図書の採択が行われ、以降４年ごとの採択となる。

秋田県立秋田南高等学校中等部教科用図書の採択

H28～R2*使用

R3～R6使用希望

種 目		発行者略称
1	国 語	光 村
2	書 写	光 村
3	社会（地理的分野）	東 書
4	社会（歴史的分野）	東 書
5	社会（公民的分野）	東 書
6	地 図	帝 国
7	数 学	啓林館
8	理 科	東 書
9	音楽（一般）	教 芸
1 0	音楽（器楽）	教 芸
1 1	美 術	光 村
1 2	保 健 体 育	大修館
1 3	技術・家庭（技術分野）	開隆堂
1 4	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂
1 5	英 語	東 書
1 6	道 徳※	東 書

発行者略称
光 村
光 村
東 書
東 書
東 書
帝 国
啓林館
東 書
教 芸
教 芸
光 村
大修館
開隆堂
開隆堂
東 書
東 書

* 教科書の採択は、法令に基づき原則４年ごとに行われ、中学校では平成３１（令和元）年度に採択が行われている。その際、新学習指導要領が令和３年度から全面実施となるため、教科用図書を変更した場合、現行学習指導要領では一年限りの使用となってしまうことから、３校とも教科用図書の変更を希望しなかった。

※ 道徳の特別教科化に伴い、教科用図書が平成３０年度に採択され、平成３１（令和元）年度から使用されている。令和３年度からの新学習指導要領実施に向け、他教科同様、令和２年度に教科用図書の採択が行われ、以降４年ごとの採択となる。

秋田県立横手清陵学院中学校教科用図書の採択

H28～R2*使用

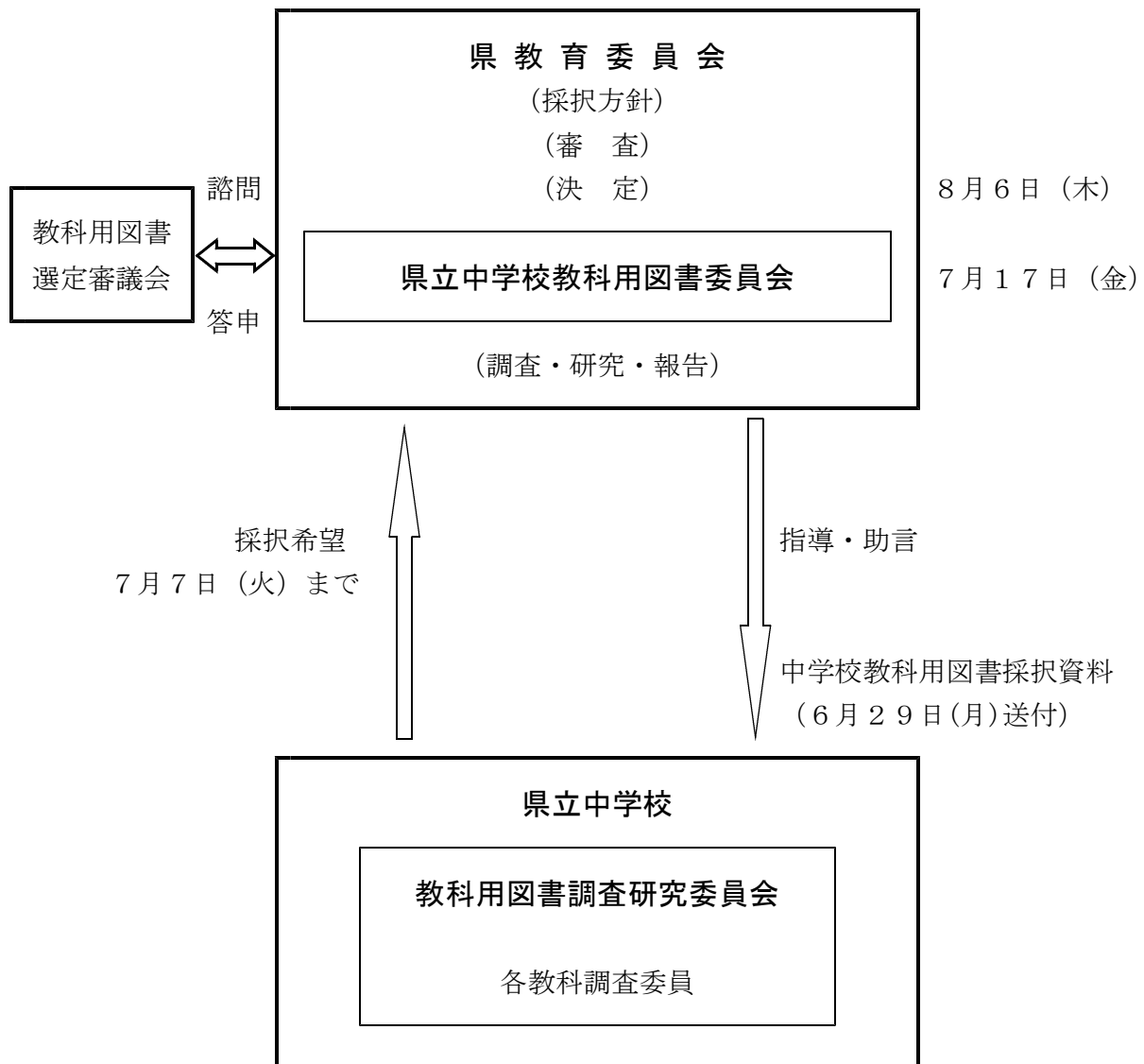
R3～R6使用希望

種 目		発行者略称		発行者略称
1	国 語	光 村		光 村
2	書 写	東 書		東 書
3	社会（地理的分野）	東 書		東 書
4	社会（歴史的分野）	東 書		東 書
5	社会（公民的分野）	東 書		東 書
6	地 図	帝 国		帝 国
7	数 学	東 書		東 書
8	理 科	東 書		東 書
9	音楽（一般）	教 芸		教 芸
10	音楽（器楽）	教 芸		教 芸
11	美 術	光 村	→	開隆堂
12	保 健 体 育	大修館	→	東 書
13	技術・家庭（技術分野）	開隆堂		開隆堂
14	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂		開隆堂
15	英 語	東 書		東 書
16	道 徳 [※]	廣あかつき		廣あかつき

* 教科書の採択は、法令に基づき原則4年ごとに行われ、中学校では平成31（令和元）年度に採択が行われている。その際、新学習指導要領が令和3年度から全面実施となるため、教科用図書を変更した場合、現行学習指導要領では一年限りの使用となってしまうことから、3校とも教科用図書の変更を希望しなかった。

※ 道徳の特別教科化に伴い、教科用図書が平成30年度に採択され、平成31（令和元）年度から使用されている。令和3年度からの新学習指導要領実施に向け、他教科同様、令和2年度に教科用図書の採択が行われ、以降4年ごとの採択となる。

県立中学校使用教科用図書採択のための組織及び手続きの流れ



主な根拠法令

・定義 無償措置法第2条

・採択の権限

地教行法第23条第6号「教育委員会は…次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱に関すること」

発行法第7条第1項

・採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

無償措置法第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条

無償措置法施行令第8条～第11条、第13条、第14条

発行法第4条、第5条、第6条